

「公印省略」

29 福介連育第 155 号

平成 29 年 12 月 11 日

介護予防・生活支援サービス事業所 代表者 様

福岡県介護保険広域連合事務局長

(事業課 育成指導係)

介護予防・生活支援サービス事業所指定更新申請書の提出について

平素より、当広域連合の介護保険行政の運営にご協力賜り、感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月 31 日をもって、福岡県による貴事業所の介護予防現行相当サービスのみなし指定有効期限が終了するため、平成 30 年 4 月 1 日以降も事業を継続するためには、当広域連合での指定更新手続きが必要となりますので、指定更新申請書を下記の要領で提出してください。

記

1 指定更新予定年月日

平成 30 年 4 月 1 日

2 提出期限

平成 30 年 2 月 9 日 (金)

3 提出書類

指定更新申請書及び添付書類一式

※ 様式については、当広域連合HPからダウンロードして作成してください。

※ 申請書類に記入漏れ、添付漏れ等の不備がある場合は受付できません。必要書類に不備がないか確認のうえ、提出してください。

4 提出先

福岡県介護保険広域連合本部に、**1部**提出。

〒811-0044 福岡県福岡市博多区千代4-1-27 福岡県自治会館3階

福岡県介護保険広域連合本部 事業課 育成指導係宛

また、事業所においても必ず控えを1部とっておいてください。

5 今後の指定更新申請手続について

提出された書類を審査し、不備等がなければ順次更新通知書をお送りいたします。

発送時期については3月～4月を予定しています。

6 その他

- (1) 提出期限までに更新書類を提出いただかなければ、更新手続きが遅れ、国保連請求時にエラーになる可能性があるため、円滑な指定更新申請手続きが行えるように書類提出期限の厳守等につきまして、ご協力願います。
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業所としての指定更新に際して、手数料はかかりません。
- (3) 「福岡県介護保険広域連合訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱」「福岡県介護保険広域連合訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱」「福岡県介護保険広域連合通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱」「福岡県介護保険広域連合通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱」の一部を改正したことにより、指定有効期間は6年となります。

また、今回更新手続きを行う事業所で既にサービスAの指定を受けている事業所については、今回の更新から介護相当サービスと更新日が同日になります。今後、総合事業に関しては一体的に更新手続きを行うため、更新通知書のサービス種別にサービスAを併記しますのでご確認ください。
- (4) 介護保険法等の規定に違反した場合には、指定の取消し等の処分を行うことがあります。

<問い合わせ先>
福岡県介護保険広域連合
事業課育成指導係
電話 092-643-7055
F ax 092-641-2432
(おかけ間違いのないようにお願いします)